

薬生食輸発0328第1号

平成30年3月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸入食品安全対策室長

( 公 印 省 略 )

輸入時検査等の取扱いについて

標記については、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入時検査又は海外からの問題発生情報を踏まえ、別紙のとおり通知しているところです。

今般、これまでの輸入実績、検査実績等を踏まえ、別紙に示す通知の取扱いを廃止し、通常の見守り体制とするので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

(別紙)

- 平成19年5月28日付け事務連絡「中国産アンコウの取扱いについて」
- 平成22年7月9日付け食安輸発0709第1号「特定の製造者が製造するタイ産食品の取扱いについて」
- 平成23年12月7日付け食安輸発1207第1号「フィリピン産魚介類及びその加工品の取扱いについて」
- 平成24年7月6日付け食安輸発0706第2号「イタリア産菓子の取扱いについて」
- 平成24年8月27日付け食安輸発0827第3号「ドイツ産パッションフルーツパウダーの取扱いについて」
- 平成24年10月17日付け食安輸発1017第1号「米国産生鮮ピーナッツ、ピーナッツ加工品、アーモンド加工品、カシューナッツ加工品及びタヒニ（練りごま）並びにその加工品の取扱いについて」
- 平成24年12月6日付け食安輸発1206第4号「韓国産食品の取扱いについて」
- 平成25年3月14日付け食安輸発0314第2号、平成25年3月15日付け食安輸発0315第2号「フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」